



芽室町結婚新生活支援事業



結婚に伴う
新生活を応援!

芽室町内に在住の新婚世帯に対し、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、新生活に係る住宅費用等の一部を補助金として交付します! お気軽にお問合せください!

申請期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

対象

以下の要件をすべて満たす人

- 婚姻日が令和5年3月1日から令和6年3月31日までの新婚世帯
- 婚姻日に夫婦の双方が39歳以下である
- 夫婦の直近の合計所得が500万円未満である
※奨学金を返還している場合は年間の返還額分を控除できます
- 申請時に夫婦の双方が芽室町民である
※職務上やむを得ない場合は夫婦の一方の住民登録でも可
- 町税等の滞納がない
※転入前の市町村に係る税金の滞納も含む
- 暴力団員やその関係者ではない

補助上限額

- 60万円 (夫婦ともに29歳以下の世帯)
- 30万円 (夫婦ともにまたは一方が30歳から39歳以下の世帯)

対象経費



- 住宅購入費用
- 住宅リフォーム費用 (外構費用、家電購入費用は除く)
- 賃貸住宅の家賃・共益費
- 賃貸住宅契約時費用 (敷金・礼金・仲介手数料のみ)
- 引越費用 (業者利用時のみ)

対象経費の支払期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※申請時または補助金支払前に、対象経費を期間内に支払いをしたことがわかる書類 (領収書など) を確認します。

問い合わせ先

芽室町政策推進課政策調整係

Tel 0155-62-9721

Mail k-kikaku@memuro.net

